

お客さま各位

2024年12月
青木信用金庫

手形・小切手機能の全面電子化に向けた取り組みについて

全国銀行協会は、政府の「成長戦略実行計画」を踏まえ、「2026年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにする」を目標に掲げ、「手形・小切手機能の全面電子化」を進めております。

これに対する取り組みとして、当金庫は当座勘定口座および手形・小切手に関するお取扱いを次のとおり変更いたします。

1. 払戻請求書による当座勘定からの払戻し手続きの開始

2025年1月6日より当金庫所定の「払戻請求書への記名・押印」および「ビジネスキャッシュカード（当座勘定）または当座勘定入金帳（ストライプ付）を提示」いただくことにより、小切手を振り出すことなく、当座勘定からの払戻しが可能となります。ただし、お取引は口座開設店に限ります。

なお、「ビジネスキャッシュカード（当座勘定）」は、当金庫ATM（注）での払戻し・振込・入金にも対応しております。あわせてご利用ください。

（注）当座勘定のキャッシュカードは、当金庫以外の金融機関ATMではご利用いただけません。

2. 当座勘定規定の改正

払戻請求書による当座勘定からの払戻し手続きの開始に伴い、2025年1月6日より当座勘定規定を下記の通り改正いたします。

改正前	改正後
第7条(手形、小切手の支払) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条(手形、小切手の支払等) (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2)当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 (3) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、当金庫所定の払戻請求書に記名し、届出または登録の印章により押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示がない場合には、取引を行うことはできません。</u>

第 16 条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影 <u>または署名</u> を、届出の印鑑 (<u>または署名鑑</u>) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (3) 省略	第 16 条 (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影 (<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>) を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (3) 省略
--	--

3. 当座勘定の新規口座開設の廃止

2025年3月31日をもって、当座勘定口座および当座勘定口座(専用約束手形口用)の新規口座開設を終了いたします。

なお、既に当座勘定口座をお持ちのお客さまは引き続きご利用いただけます。

4. 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の取立および割引の受付終了

2025年3月31日をもって、2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手 (2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手も含みます。) について、代金取立、手形割引の受付を終了いたします。

5. 電子的な決済方法のご提案

当金庫では、お客さまの業務効率化のお役に立つため、インターネットバンキング、電子記録債権 (でんさい) サービスといった電子的な決済方法をご提案しております。詳しくは、お取引店の窓口にお問い合わせください。

以 上